

26高小中第657号
平成26年8月11日

市町村（学校組合）教育長様

小中学校課長

教職員の服務規律の確保について（通知）

日頃は、本県教育の振興にご尽力いただいておりまことに感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、昨年度の本県教育界においては、教職員の不祥事が続発し、公立小・中学校及び県立学校合わせて、10件11名の教職員に対して懲戒処分が行われました。このようなことから、県・市町村（学校組合）教育委員会をあげて、職員の服務規律の確保について教職員への指導を徹底し、また、不祥事の根絶に向けての取組を強化してきたところです。

しかし、このような折に公立中学校の臨時的任用教員が、女子生徒と携帯電話で個人的なメール等のやり取りを行い、その中で、ドライブに誘うなどして不適切な行為に至る事案が発生いたしました。

本県においては、昨年度も携帯電話に関する同様の事案が発生しており、また、全国的にもこのような通信端末機器を使用した悪質な事案が広がっている状況にあります。こうした携帯電話等に関する不祥事は、一教育公務員としての姿勢や態度の問題として片づけることなく、学校組織として、対応を工夫していくことが必要であると考えます。

各市町村（学校組合）教育委員会、各学校では、服務規律の確保はもとより、携帯電話等の使い方については、下記のことを確認、徹底することをお願いします。

記

○通信端末機器を利用した教職員と児童生徒との相互連絡について、組織としての取り決めを作成し、適切な使用を行うこと。

- (1) 児童生徒との私的なSNS（social networking service）や電子メール等を通じての直接的なやり取りは原則として行わないこと。
- (2) 生徒指導や部活動に関して児童生徒とSNSや電子メール等を通じて直接的なやり取りを行う場合は、事前に学校長に届出を行うと同時に保護者にも連絡をしておくこと。
- (3) (2)の手続きをとった上で、児童生徒とSNSや電子メール等でのやり取りを行ふ場合にあっても、他の教員がやり取りに参加する複数体制をとることで、透明性を高めるなど各学校に応じた適切な使用方法を構築すること。